

令和7年度第1回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日 時：令和7年10月8日（水）午前10時～12時
- 2 場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 出席者：合田委員長、須河内副委員長、東野委員、杉原委員、本田委員、遠山委員、嶋崎委員、北村委員、足立委員、安井委員、緒賀委員、成尾委員
- 4 事務局：こども部 寺西部長、中野次長
こども政策課 美馬課長、藤井課長補佐、浅尾主任、藏元主査、義川係員
こども家庭センター 潟江センター長、永原参事、池田センター長補佐、
石丸センター長補佐
保育幼稚園課 竹田課長、馬屋原課長補佐、川部課長補佐
- 5 傍聴者：0名
- 6 次 第：(1) 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進行管理について
(2) こども誰でも通園制度の概要について
(3) その他

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。予めご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日は、15名中12名の委員にご出席いただきしております、過半数を超えておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の資料の左上に、ダブルクリップでとめているものが机の上にございますか。

こちら1枚目、まず次第をつけております。

右上に資料番号を振っております。

資料1「門真市子ども・子育て会議 委員名簿」、資料2「地域子ども・子育て支援事業の実施状況」、資料3「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画期間（令和2年～令和6年）における就学前児童人口の推移と保育施設の在籍状況について」、資料4「子ども・子育て関係施策の実施状況について（令和6年度進行管理）」、資料5「こども誰でも通園制度の概要について」となっております。

不足等ございましたら、挙手でお知らせください。

大丈夫でしょうか。

それでは、資料1の門真市子ども子育て会議委員名簿をご覧ください。

この度、3名の委員の変更がありましたのでご報告させていただきます。

市民団体を代表する者として門真市PTA協議会より、新たに杉原 大輔 様に就任いただいており

ます。

次に、子育て関係事業の実施に関する者として門真市民間保育園協議会より新たに北村 孝夫様に就任いただいております。

最後に本日欠席ではございますが、関係行政機関の職員として新たに逢坂 輝世子 園長に就任いたしております。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任したいと思います。
よろしくお願ひいたします。

(合田委員長)

各委員の皆様方、改めておはようございます。

ご多忙の中ご参集いただきましてありがとうございます。

第1回新たな会議ということで、各委員の皆様方の活発なご意見いただけたらと思います。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

まず議題1の「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進行管理について」事務局より説明よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

この会議では、国が定める指針に基づき、子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行うこととされているため、例年、計画に掲げる各施策の取組内容や評価、今後の方向性などをまとめ、ご報告させていただいている。

本日は第2期子ども・子育て支援事業計画の最終報告となっておりますので、令和6年度の内容及び第2期計画期間の総評についてご報告いたします。

まず、資料2をご覧ください。

こちらは、計画において量の見込みと確保方策を定めている地域子ども・子育て支援事業の実績などをまとめたものです。

まず、この資料の構成について説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。

冒頭部分には事業の概要を記載しており、その次の表には計画内容と実施状況を取りまとめて記載しております。

計画内容として記載している数値は、第2期計画の内容として定めているもので、量の見込みは、その事業の想定される利用者数等を記載したもの、確保方策は、どれだけ事業を提供できるのかを想定したものとなります。

次に、実施状況は、各事業がどれだけ利用されたのか、どれだけ提供できたのかなどの実績を記載しています。

表の下には、量の見込みと実施状況が大幅にずれている場合はその要因を記載しており、さらにその下には計画期間の総評を記載しています。

これから各事業について説明する際は、実施状況や計画期間の総評を中心に説明していきます。

それでは、各事業について説明させていただきます。

始めに1ページ目の「利用者支援事業」についてです。

こちらは、子育て世帯の方が多様な教育・保育施設などを活用しやすいように必要な支援を行う事業で、支援を行うために設けている支援拠点数を記載しています。

6年度の実施状況を見ていただきますと、基本型・特定型が2箇所、母子保健型が1箇所となっており、計画内容とも一致していますので、計画に沿った形で実施できています。

計画期間の総評としましては、母子保健型と基本型が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施しました。妊娠届出の段階で全数面接を実施することで、支援が必要な妊婦を早期に把握して関係機関と連携し、支援を行いました。

また、特定型では相談対応を行い、保育ニーズに応じたサービスや施設を案内し、保育情報を提供しました。

今後も母子保健型・基本型については、7年度より設置しているこども家庭センターにおいて、「こども家庭センター型母子保健機能」として、児童福祉との一体的な支援に努め、特定型については引き続き、利用者のニーズに添った保育情報の提供に努めていくとしています。

次に2ページの「地域子育て支援拠点事業」です。

こちらは、主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などを行う施設の実施箇所数と年間のべ利用人数を記載しています。

6年度の実施状況を見ていただくと、実施箇所数は2箇所で年間のべ利用人数は17,106人となっており、計画内容と比較すると利用者が多くなっています。

乖離の要因としては、4年度に実施した中間見直しにおいて、過去の実績に基づき、量の見込みの見直しを行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなったことにより想定を上回る利用があつたことを挙げています。

計画期間の総評としましては、コロナ禍の影響で2、3年度は利用者が減少しましたが、消毒や2部制の導入により親子・保護者同士の交流の場を維持することで、4年度以降は回復傾向となり、6年度にはコロナ禍以前の利用人数まで回復しました。

今後も市内2か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、交流の場を提供するとともに、イベントの開催や相談対応を通じて、より多くの方に利用いただけるよう努めるとしています。

次に3ページの「妊婦健康診査」です。

こちらは、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業で、年間受診のべ人数を記載しています。

6年度の実施状況を見ていただくと、年間受診のべ人数が7,961人となっており、概ね計画内容に沿った形となっております。

計画期間の総評としましては、妊婦1人につき14回分、合計12万円の健診費用の公費負担を継続して実施しました。また、無料の妊婦歯科健診に加え、5年度より産婦健診も1人2回までの助成を開始しました。

今後も公費負担を継続し、妊婦の経済的負担を軽減することで受診しやすい環境づくりに取り組むとしています。

次に4ページの「乳児家庭全戸訪問事業」です。

こちらは、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業で、利用実人数を記載しています。

6年度の実施状況を見ていただくと、利用実人数が352人となっており、概ね計画内容に沿った形となっております。

計画期間の総評については、生後4か月までの乳児がいる家庭には、本事業または新生児訪問で支援を行いました。

伴走型相談支援として、育児不安などの相談対応や健診案内、子育てサービスの情報提供を行い、子育ての孤立化の予防につなげました。

今後も対象者の状況に応じて訪問を行い、その結果を4か月健診につなげることで、妊婦期からの切れ目のない支援体制の充実に努めるとしています。

次に5ページの「養育支援訪問事業」です。

こちらは、養育支援が特に必要と判断された家庭に対して保健師等が居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業となります。

なお、本事業は、5年度まではヘルパー事業所等に委託していましたが、6年度からは直営により対応しています。

6年度の実施状況を見ていただくと、利用実人数が5人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、実施の条件に該当する家庭が見込みよりも少なかったことを挙げています。

計画期間の総評については、児童福祉法の改正に伴い、6年4月より本事業が保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直されるとともに、家事・育児に係る子育て支援に関する情報提供や支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」が新設されました。

今後はその両者を有機的に実施することによって、より効果的な支援を行うとしています。

次に6ページの「子育て短期支援事業」です。

こちらは、保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに児童養護施設などにおいて当該児童を一定期間養育し、保護する事業です。

6年度の実施状況を見ると、年間のべ利用人数は87人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、申請件数が想定を下回ったことが考えられます。

計画期間の総評については、本事業は元年度から実施しており、制度の周知が進んだことで利用者は増加傾向にありますが、目標値にはまだ届いておらず、今後の課題としています。

引き続き、6施設と委託契約を行い、緊急時等に児童を養育・保護できる体制を整えるとしています。

次に7ページの「子育て援助活動支援事業」です。

こちらは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となってお互いに助け合う相互援助活動事業です。

6年度の実施状況を見ていただくと、年間のべ利用人数は785人となっており、計画内容と比較すると利用者が多くなっています。

その要因としては、以前から利用されていた方の6年度の継続利用があり、さらに、内容の拡充と回数の増加により、年間のべ利用人数は想定を超える増加となりました。

計画期間の総評については、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、放課後児童クラブなどの送り迎えを支援する協力会員と、援助を必要とする依頼会員との相互支援活動を推進してきました。

今後も、事業を継続的に実施するため、協力会員と依頼会員の確保に向けた取り組みを行うとしています。

次に8ページの「一時預かり事業」です。

こちらは保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施する事業です。

内容が「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」に分かれていますので、「幼稚園型」から説明させていただきます。

幼稚園などが設定している教育時間は、2時ぐらいまでで設定されている施設が多いのですが、その時間以降も引き続き、施設で子どもを預かるのが幼稚園型となります。

6年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数は25,684人となっており、概ね計画内容に沿った形となっています。

次に、「幼稚園型を除く」についてですが、こちらは保育所などで在園児以外の子どもを一時的に預かるもので「一般型」とも呼ばれるものです。

6年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数が1,594人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、利用料や利用手続きが必要となることが利用を控える要因となっていることに加え、施設によっては受入体制が整わない日があることを挙げています。

なお、計画期間の総評については、幼稚園型はコロナ禍で一時利用者が減少しましたが、国の無償化事業等により、量の見込みをほぼ上回る利用者数となりました。

一方、幼稚園型を除く利用者は、施設の受入体制が整わないこともあります、すべての年度で量の見込みを下回る結果となりました。

今後も一般型・幼稚園型の双方で一定の利用ニーズに対応できるよう、事業を継続していくとしています。

次に9ページの「時間外保育事業」です。

こちらは、保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園などで通常の保育時間を超えて、延長して保育を実施する事業となっています。

6年度の実施状況を見ていただくと、北部が252人、南部が306人で合計558人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、働き方改革の推進や育児休業取得率の増加による保護者の就労形態や就労時間の変化などで保育時間の延長を必要とする子どもが減少したものと考えられます。

計画期間の総評については、実際の利用人数は、当初の確保方策には満たなかったものの、複数年にわたり同程度の人が利用していることから、継続的に事業の必要性があると考えられます。

今後も引き続き、保育所、認定こども園、小規模保育事業において、保育時間の延長が必要な子どもの保育を実施できる体制を継続するとしています。

次に 10 ページの「病児・病後児保育事業」です。

こちらは、保護者が働いているため病気や回復期の児童を保育できない場合に医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的にお預かりする事業です。

6 年度の実施状況を見ていただくと年間の利用人数が 1,036 人と計画内容より少なくなっています。

また、実施箇所数についても、計画内容では病児保育事業が北部 2 箇所、南部 1 箇所、病後児保育事業が北部 1 箇所、南部 1 箇所としていますが、実施状況では病児が北部 1 箇所、病後児が南部 1 箇所となっています。

そのため、利用者数が大幅にずれている要因として、実施箇所数の影響を挙げております。

計画期間の総評については、2 年 10 月に病児保育施設を新規開設しました。コロナ禍で一時利用者が減少しましたが、3 年度から利用料を 1 日 2,000 円から 500 円へ引き下げ、利用の際に必要としていた市への事前登録も廃止するなど、利用しやすい環境整備を行った結果、利用者は増加傾向となりました。

今後も、子育て世帯が利用しやすい環境を整えるとともに、利用状況やニーズを踏まえ、適切な事業実施に努めています。

最後に 11 ページの「放課後児童健全育成事業」です。

こちらは、小学校の放課後に児童の適切な遊びと生活の場を提供するなどにより、児童の健全育成を図るためのもので、6 年度の時点では市内の全 13 小学校で実施しています。

6 年度の実施状況を見ていただくと、登録児童数が 1,372 人となっており、計画内容よりもやや少なくなっていますが、大きくかい離があるわけではありません。

計画期間の総評については、4 月 1 日時点の待機児童の状況について、2 年度が 0 人、3 年度が 10 人、4 年度が 12 人、5 年度が 39 人と推移しましたが、6 年度は 0 人となりました。

今後も待機児童ゼロの維持に努め、市内全校で事業を継続して実施し、医療的ケア児の受け入れ態勢を整備してまいります。

また、児童の健全な育成を図り、定員を超えて申込みのある放課後児童クラブについては、他校での受け入れができるよう調整を行うとしています。

資料 2 の説明は以上となります。

長くなっていますので、一度説明を区切らせていただきます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から第 2 期計画に定めた量の見込みと確保方策について、令和 6 年度の実施状況と計画期間の総評について報告がありました。

この報告があつた内容について何かご意見ご質問等ありますでしょうか。

ありましたら挙手の上、よろしくお願ひいたします。

(安井委員)

失礼します。

1番の利用者支援事業と2番の地域子育て支援拠点事業でもコロナ禍が終わって人数も増えてまいりました。

今までは、子育て支援拠点事業は、こちらが遊びの場の環境を提供したところに保護者、子どもさんが受身的に遊びに来られていたのが、ここ1、2年は保護者さんが主導的にこんなことをしたい、あんなことをしたいと、考えを述べられ、それのお手伝いをしていくことで、自分たちのやりたいことで輪が広がり、人数が増えてきています。

相談事業ですが、相談内容により、他機関への引継ぎをしています。また、ひよこる～むに遊びに来た時に、その場で、気軽に相談ができ、その場で解決できることが大きなメリットです。

安心される方が多いと聞いておりますので、今後も進めてまいります。

一時預かり事業ですが、最近、他市からの利用者希望が増えております。

門真市は待機児童がゼロですが、他市は入園できない方が入園できるまで利用を希望されます。

通常週3日を限度にあずかっています。

最近では、週5日預かりを希望される方もいるのが事実です。

門真市の方を優先にしておりまして、空きがあれば他市の方も受け入れできる体制にしております。

次に10番の病後児保育事業です。

病後児保育を利用するためには、病院を受診し病児保育の申請書が必要です。

門真市の指定5病院でしたが、今年度から11病院に増やしていただきました。現在の利用人数で言いますと、昨年度は50名ほどだったのが、今年は、この9月、10月でもう60、70名になっております。

受診病院が増えたということが主な理由だと思われます。

ありがとうございます。

また、病後児保育の宣伝に力を入れてきた結果が表れてきているのかなと思います。

以上です。

(合田委員長)

ありがとうございました。

今、安井委員の方は今の本園で取り組まれている状況の報告が中心だったと思うのですけれども、特に事務局の方に求めるような問い合わせはありますでしょうか。

(安井委員)

もう一つだけすいません。

地域子育て支援拠点の方で、門真市南部の方に公園を作られるというお話をいただいております。

どんな公園がいいのか意見を聞かせてほしいと言われたのですが、どの辺りに作られるのか、規模はどれくらいの規模で作られるのか、詳細が分かりません。

保護者の方や職員から希望を聞き取ったものを一旦提出いたしましたが、詳細が分かれば、教えて頂きたいと思います。

(合田委員長)

最初に発言いただいた各事業の内容については事務局の方からの返答は特に求めず、一時預かりについてはよろしいですか。

(安井委員)

一時預かりは、他市の子どもさんの預かっても良い人数のラインはあるのでしょうか。

(合田委員長)

一時預かりに関する問い合わせというところで、事務局の返答をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

保育幼稚園課の川部でございます。

他市からの受け入れについては、やはり本市の児童が優先になるかと思いますので、無理ない範囲で、気配りしていただいている通りだこちらとしても考えております。

(合田委員長)

一時預かりについてはこれでよろしいでしょうか。

(安井委員)

はい。

では、本市の子どもさんを優先的に、空き枠があれば、他市さんもお受けできるようにしてまいります。

(合田委員長)

よろしくお願ひします。

2つ目の問い合わせですけど、公園ができるということで、許せる範囲で場所など教えていただけたらということです。

(事務局)

ホームページ等でお知らせしている範囲でございますけれども、今後の北島と門真南駅周辺のまちづくりのために一体的にワークショップをやるというところなのですが、公園がどこかにつきましては門真南駅周辺地区というところで、門真南駅の周辺に新たな公園整備を行うというところのワークショップでございます。

具体的な場所については決定されているのかどうかは把握しきれていないのですけれども、今後それらも踏まえてゾーニングして、ホームページ等で所管課の方からまた改めてお知らせさせていただく形になると思います。

よろしくお願ひいたします。

(合田委員長)

ありがとうございました。

安井委員、それでよろしいでしょう。

(安井委員)

はい、ありがとうございました。

(合田委員長)

他の委員の皆さんどうでしょうか。

引き続き事務局の方からご報告をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは引き続きご説明いたします。資料3をご覧ください。

こちらは、門真市第2期子ども・子育て支援事業計画期間の就学前児童人口の推移と保育施設の在籍状況についてまとめたものになります。

1ページ目の（1）本市の人口推移をご覧ください。

計画期間における就学前児童人口の推移についてです。

計画期間である令和2年から6年にかけて、0歳から5歳の就学前児童人口の合計は一貫して減少しています。

具体的には、令和2年と6年を比較すると、合計で462人減少しました。

次に2ページ目の（2）出生の動向をご覧ください。

1つ目の表について、棒グラフは出生数、折れ線グラフは人口1,000人あたりの出生率の推移となっています。

このグラフから、本市の出生数及び出生率は減少傾向が続いている、平成30年と令和4年の出生数を比べると123人減少しています。

2つ目の表の合計特殊出生率についても同様の傾向にあります。

次に3ページ目の（3）幼稚園・認定こども園の在籍状況をご覧ください。

1つ目の表は、幼稚園及び認定こども園の1号認定児童の在籍者数の推移となっており、在籍者数は、2年から6年までの間に342人減少しました。

2つ目の表の、棒グラフは幼稚園及び認定こども園の1号認定の定員数、折れ線グラフはその在籍割合の推移になっております。定員に対する在籍率は低下しており、4年度以降は60%を下回っています。

次に4ページ目の（4）保育所・認定こども園（2・3号認定）等の在籍状況についてご覧ください。

1つ目の表は、保育所、認定こども園等の2・3号認定の在籍者数です。

2年から6年にかけて、在籍者数は概ね2,200人前後で推移しています。

さらに、2つ目の表について、棒グラフは保育所、認定こども園の2・3号認定に小規模保育事業を含んだ定員数、折れ線グラフはその在籍割合の推移になっており、定員数に対する在籍割合も85%以上を維持しています。

次に5ページ目の（5）門真市第2期子ども・子育て支援事業計画内容と実施状況をご覧ください。こちらは、各年度3月現在で市内の保育所を利用できるに人数と実際に利用した人数を示しています。

計画内容として記載している量の見込み及び確保方策と実施状況を比べると、計画に基づき積極的に施設整備を進めてきた結果、幼児期の教育・保育に係るニーズについては既存施設で対応可能な状況となっています。

続けて6ページ目の（6）待機児童の状況を見ていただくと、2年度から6年度までの間、4月1日および10月1日時点での待機児童数は、いずれの年度も発生しておりません。

最後に（7）総括及び今後の方向性です。

先ほど説明したとおり、第2期計画期間中、4月と10月時点では待機児童は発生していませんでしたが、11月以降になると徐々に待機児童が生じていました。

さらに、本市のまちづくりの進展等によって、教育・保育のニーズは今後も変化することが見込まれます。

そのため、今後も幼児期の教育・保育の提供体制に注視し、状況によっては新たな確保方策についても判断していくなど、安定的な受入体制の確保に努めるとしています。

資料3の説明は以上となります。

長くなりますので、一度説明を区切らせていただきます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

引き続き、資料3に基づいた説明が事務局の方からありました。

委員の皆さん、この資料3につきまして何かご質問等ありましたらよろしくお願いします。

いかがでしょうか。

では、今の資料3に基づく問い合わせはないということで、引き続き、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは引き続きご説明いたします。

資料4をご覧ください。

こちらは、本市が実施している施策のうち、子どもや子育て世代に関わる取組について、令和6年度の取組内容・実績や、計画期間の進捗内容を取りまとめたものとなります。

まず、1ページ目をご覧ください。

この資料の構成としまして、上部に基本目標、基本施策、そして表の中に個別施策、取組内容を記載しており、これらは第2期計画の内容として定めているものとなります。

さらに表の中には6年度の取組内容・実績や評価等を記載しており、これらは各担当部署が実施した取組みの実績や評価、今後の方向性などを取りまとめたものとなります。

関係する施策が非常に多いため、抜粋してご説明いたします。

まず、1ページの下段をご覧ください。1つ目は公立園の最適化についてです。

近年の少子化の進行をはじめとする子どもを取り巻く環境の変化により、教育・保育のニーズが多様化していることや、本市の就学前児童人口が減少し続けており、今後も減少傾向が続くと推計していたことなどから、今後の公立園のあり方を定めるため「門真市公立園最適化基本方針」を2年3月に策定しました。

基本方針では、国道163号より北にある公立園3園を最終的に1園の認定こども園に再編することとしていましたので、4年4月に浜町保育園を廃園し、また、4年9月には残る上野口保育園と大和田幼稚園を統合する方策を定めた「門真市立公立園最適化基本計画」を策定しました。

現在は、基本計画に沿い、大和田幼稚園の園舎の増改築を進めており、8年4月から運用を開始する予定としております。

次に11ページの下段をご覧ください。

2つ目は「チーム学校」支援体制の充実についてです。

本事業は、いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の課題解決を図るために、教育センター内に子ども悩み相談サポートチームを設置し、カウンセリング等の相談業務及びケース会議への参加等による学校への支援活動を行うものです。

2年度のサポート体制としては、カウンセラーが2名、スクールソーシャルワーカーが1名の体制で、面談件数は504件でしたが、6年度にはカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをそれぞれ3名に拡充したこと、6年度は1,055件に対応することができました。

さらに、弁護士や精神科医をチームの新たなメンバーとして加えることで、法的・精神医療的側面からより高度で専門的な助言をすることで、迅速かつ適切な支援を行っています。

また、適応指導教室教育支援ルーム「かがやき」では、学校へ通うことが難しい児童生徒の居場所として指導員が学習支援や教育相談を行っています。

2年度までは午前10時から正午までとしていた開室時間を3年度からは午後2時30分までに延長することで、学習支援にとどまらず、児童生徒にとって安心できる居場所としての役割も果たすようになったことなどから、2年度は18名だった在籍者が6年度には42名まで増加しました。

次に15ページの下段をご覧ください。

3つ目はこども発達支援センターの個別療育についてです。

知的・精神・肢体に障がいのある児童の支援拠点として障がいのある就学前児童に療育・機能訓練を行っているこども発達支援センターでは、発達に課題のある児童に対して、個別・グループ療育をおこなっており、その対象年齢を3年度までは3歳から10歳までとしていましたが、4年度は12歳まで、6年度からは15歳までと段階的に拡充し、中学生の年代まで療育を受けることができるようになりました。

次に17ページの下段をご覧ください。

4つ目は小中学校の通級指導教室の設置状況についてです。

通級指導教室は、通常の学級での学習や生活におおむね参加ができますが、一部特別な指導を必要とする児童生徒に応じた指導を受けることができる教室です。

2年度時点では小学校6校、中学校3校に設置しており、開設していない小中学校では、他校の通級指導担当教員の巡回等により指導を行える環境を整えていました。

その後、順次各校での設置を進め、5年度には市内全小中学校に設置を完了し、通級指導を受けられ

る児童生徒が大幅に増加しました。

次に 43 ページの上段をご覧ください。

5 つ目は市内における防犯カメラの設置状況についてです。

子どもたちを街頭犯罪から守るために、「門真市防犯対策アクションプラン改訂版」及び、3 年度に策定した「門真市防犯カメラ設置事業基本方針」に基づき、自治会への防犯カメラの設置費用の全額補助や市が設置する防犯カメラの増設を行うとともに、防犯灯の電気料金や LED 化への補助など、整備に向けた取り組みを進めました。

また、「門真市防犯カメラ設置事業基本方針」では、策定から 10 年以内に防犯カメラの設置件数を 800 台に増設することとしておりますが、6 年度末までに 568 台の設置が完了しています。

次に 53 ページの上段をご覧ください。

最後は子ども真ん中においたネットワークづくりについてです。

支援が必要な子どもの早期発見・支援に取り組み、子どもの貧困の連鎖を断ち切ることや、貧困に陥らないよう未然に防ぐことを目的として、3 年 6 月に公民連携子どもの居場所「子ども LOBBY」を設置し、5 年 7 月には枚方信用金庫と協定を締結のもと、「子ども TERRACE」を設置しました。

「子ども LOBBY」では、子どもの居場所及び保護者の相談の場に加えて、保護者や子育て関係者等に向けた非認知能力向上プログラムの実施や、不登校児童支援、企業等と連携したキャリア教育イベントを実施しています。

また、市民ボランティアである子どもの未来応援団員の登録者数は 6 年度末時点で 1,701 人となっており、地域での子どもの見守りに関する機運の醸成を図るとともに、支援を要する子ども及び保護者の発見から子どもの未来応援チームでの支援の実施等、子どもの見守りから支援に至るまでのサポート体制を構築しています。

第 2 期計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま資料 4 に基づく説明があり、資料内容が盛りだくさんですが、抜粋してご説明いただきました。

各委員の皆様方、ご質問等あれば挙手の上よろしくお願ひいたします。

(遠山委員)

遠山といいます。よろしくお願ひいたします。

53 ページの下段の方ですが、この宿題カフェというもので、枚方信用金庫の門真東支店の方で見守りをやっていますが、子どもが沢山来ていただいて、宿題をするときに、私達が教えられる範囲のことは教えてあげたりしている見守りとかしています。

着ている服とか持ち物とかチェックしたり、家庭や友達の状況を子どもたちがいろいろお話してくれます。

家庭環境とかちょっとずつ分かってきたりするので、その見守りもやっていますが、ボンティアで行っている人材が不足しています、枚方信用金庫でも常に 3 人ぐらいなのですが、私も行け

ないときがあって人材不足がちょっと問題になっていますので、人材を増やしてほしいなと思います。

(合田委員長)

ありがとうございます。

ただいま遠山委員の方から人材確保というご要望がありましたが、事務局の方、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

こども政策課の浅尾です。

ただいまのご質問についてなのですが本市でも随時子どもの未来応援ネットワーク事業の中で応援団員の研修は実施させていただいておりまして、随時そういったボランティアをしていただける方は徐々に増えてきております。

そういう方にお声掛けしていくなりっていうところでの人員確保は絶対にできるかって言われたらそこは難しいのですけれども、少しずつそういったところでご協力をいただけるようになっていけばいいかなとは考えております。

(遠山委員)

私は民生委員もやっていますので民生委員としてもお手伝いしているのですけれども、東小校区の宿題カフェ、私が紹介してやってもらっているのですけれども、東小の子どもたちがすごくたくさん来るのですが、1人でしか見守りができていません。

たまに別のボランティアの方が複数名、見に行ってくれていることもありますが、1人でかなりの人数が来るので大変です。

それで、東小校区の別の民生委員の方にお願いしたら、同じ日に弁天池公園の方でやっているのでそっちの方の手伝いも行っているので、東小校区の宿題カフェには行けないとと言われていますので、至急に人員確保をお願いできたら、お願いしてほしいなと思っています。

(事務局)

宿題カフェは市の事業ではなくてあくまでNPO法人さんがされているものなので、こちらから人員を絶対に準備できるというものではありません。

あくまでも先ほどからお伝えしている通り、ボランティアというところでご協力いただける方がいらっしゃるのでしたら、そちらに行っていただけるという形になりますので、その点はご了承いただければと思います。

(遠山委員)

わかりました。

(合田委員長)

ありがとうございました。他の方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、議題 1 が以上となりますので、議題 2 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

保育幼稚園課課長補佐の川部でございます。

私より「こども誰でも通園制度」の概要についてご説明いたします。

資料 5 の 2 ページ目をご覧ください。

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整えるとともに、保護者の働き方やライフスタイルにかかわらず支援を行うため、新たに創設された通園制度でございます。

「全ての子どもの健やかな成長のための環境整備」を目的としており、令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国すべての自治体で実施される予定でございます。

対象となるのは、保育所などに通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満のお子さんです。

利用については、保護者の就労の有無に関係なく、月 10 時間の枠内で時間単位で柔軟に利用できます。

3 ページ目をご覧ください。

制度の概要ですが、まず児童福祉法で「乳児等通園支援事業」として位置づけられており、保育所などで、満 3 歳未満の乳幼児に遊びや生活の場を提供するとともに、保護者との面談や子育てに関する助言などを行う事業とされています。

また、子ども・子育て支援法では、既存の「教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」として規定されております。

利用対象者は満 3 歳未満の未就園児で、月の利用可能枠の範囲で利用できます。

なお、生後 6 か月未満は安全面の課題などから対象外とされています。

事業所は市町村の認可を受けて実施することになっており、市町村は条例で定める基準に適合している場合に認可を行い、あわせて指導監査や勧告の仕組みも設けられることとなっております。

4 ページ目をご覧ください。

事業の実施形態は大きく 2 つあります。

1 つ目は「余裕活用型」です。2 つ目は「一般型」です。

1 つ目の「余裕活用型」について、5 ページ目をご覧ください。

これは、保育所や認定こども園などで定員に空きがある場合、その空き枠を活用して実施します。面積や職員配置は既存施設の基準のままで行えます。

2 つ目の「一般型」について、6 ページ目をご覧ください。

こちらは実施できる施設に制限がなく、在園児と合同で行う方法、専用室で行う方法、独立施設で行う方法の 3 つの形態があります。

面積や職員配置は、受け入れる乳幼児数に応じた基準を満たす必要があります。

配置する職員は原則専任で、半数以上が保育士である必要があります。

また、職員の人数は最低 2 人が必要となっております。

7 ページ目をご覧ください。

利用形態には、曜日や時間を固定して通う「定期利用」と、曜日や時間を固定しない「柔軟利用」が

あります。

どちらかに限定する必要はなく、地域の状況に合わせて組み合わせて実施できます。

8ページ目をご覧ください。

事業を始めるには、市が定める基準を満たし認可を受ける必要があります。

事業者は開所日数や時間、受け入れ人数、職員体制などを検討し、認可申請を行います。

市は申請内容を確認し、児童福祉審議会での審議を経て認可します。

なお、市が定める基準につきましては、すでに定めており、門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例として9月29日に施行しております。

9ページ目をご覧ください。

先ほどの認可申請に加え、令和8年度からは「特定乳児等通園支援事業」としての確認申請も必要です。

これは施設が公定価格制度に基づく給付を受けるためのものであり、本市が確認の決定をするためには、利用定員の設定について子ども・子育て会議に諮る必要があります。

そのため、本年度末ごろに再度子ども・子育て会議を開催させていただく予定としておりますので、委員の皆様におかれましてはご留意の程よろしくお願ひいたします。

10ページ目をご覧ください。

最後にスケジュールです。

令和7年10月から11月に認可申請を受け付け、令和8年1月に確認申請を受け付けます。

1月から3月にかけて審査を行い、3月に認可・確認を決定します。

そして、令和8年4月から事業開始の予定としております。

ただし、今後の状況によって変更となる場合がございます。

こども誰でも通園制度の概要についての説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

新制度でありますこども誰でも通園制度の説明がありました。

この点について何かご質問等ありましたら挙手の上、よろしくお願ひいたします。

(足立委員)

失礼いたします。

このスケジュールでいきますと、認可申請の受付が11月までとなっておりまして、前もお聞きしたのですが、もうちょっと詳しい国からの情報、例えば利用料であるとか、諸々費用であるとか、その辺はいつ頃分かるのでしょうか。

(合田委員長)

足立委員の方からもうちょっと詳細をわかる範囲で教えていただきたいということです。

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

国の情報を確認しつつ進めているところなのですけれども、まだ詳しい情報が出ていないところはございます。

先ほど、料金の面もそうなのですけれども、年内に出てくる予定と聞いているのですが、情報があり次第すぐに皆様にご案内できるよう努めていきたいと思っております。

(足立委員)

年内というのは、年度内ですか、12月末を指していますか。

(事務局)

現状、12月末頃を予定されていると聞いております。

(足立委員)

わかりました。

(合田委員長)

よろしいですか。

(足立委員)

では、情報が入り次第よろしくお願ひいたします。

(合田委員長)

他いかがでしょうか。

(鳴崎委員)

鳴崎といいます。

この制度ですね、働き方やライフスタイルに関わらずということで非常にいい制度かなと思いますが、活用が増えないとあまり意味がないかなと思いますけれども、全国でこういった制度が展開されているという説明ありましたけども、何か門真市としては特徴的なことをやりながらこういった制度を皆さん活用してもらうというようなお考えが何か、もし、今現時点であれば教えていただきたいです。

(合田委員長)

今、鳴崎委員の方から活用方法に何かあればということで、質問がありましたがいかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課の浅尾でございます。

こども誰でも通園制度につきまして門真市独自で何かされるか、というところなのですけれども、基本的には国の制度に則った形で進めさせていただこうと考えておりますので、何か門真市独自でプラス

アルファのことをするというのは現状では考えておりません。

(嶋崎委員)

わかりました。

本当にいい制度なので使ってほしいなっていうふうに思うので、何か利用状況とかもいろんなことを見ながら、もし門真市で何か特徴的なものできるのであれば、ぜひやってもらって、皆さんに活用できるような制度にしていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

(合田委員長)

ありがとうございました。

今のご意見を、今後取り入れていただいたらということで、よろしくお願ひいたします。

では、他はいかがでしょうか。

特になければ、議題3のその他の方について、事務局から説明よろしくお願ひいたします。

(事務局)

先ほど、こども誰でも通園制度について説明させていただいたのですけれども、今後、制度開始に向けてですね、年度末に子ども・子育て会議の方でも利用定員の設定について皆様にご議論いただく形を予定しておりますので、そのご報告させていただきます。

また、現在、子ども・子育て会議委員の皆様の委嘱期間は、令和7年10月29日で満了となります。委員の皆様におかれましては、任期は2年ではございましたけれども、とりわけ一昨年前から第3期の子ども・子育て計画の策定にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

長きに渡り、本会議へご参加・ご協力いただきましたこと、事務局一同御礼申し上げます。

任期満了に伴いまして、現在は次の委員の委嘱に向けて手続きを進めているところでございます。

再度委嘱を受けていただける方もおられるかと思いますが、その際は、引き続き本会議へのご協力をよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま、議題3のその他について事務局から説明がありましたが、何か質問等ありましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

以上ですべての議題が終わりましたので、本日の会議を終了させていただきます。

たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。